

神奈川県に提出する申請書等

記号 ○：必須 △：該当者のみ必要 ×：必要なし

申請者（保護者等）…原則、生徒の親権者をいいます。

	生活保護世帯	非課税世帯 (全日制・定時制)	非課税世帯 (通信制・専攻科)
高校生等奨学給付金受給申請書※1 (第1号様式)	○	○	○
在学証明書 ※2 (第1号様式別添または学校様式)	△	△	△
振込先登録用紙※3 (第2号様式)	○	○	○
(非)課税証明書等※4	×	○	○
生業扶助(高等学校等就学費) 受給証明書(第3号様式)※5	○	×	×
対象生徒の健康保険証等のコピー (貼り付け台紙を使用のこと)※6	×	○	○
15歳(中学生を除く)以上23歳未満の 兄弟姉妹の健康保険証等のコピー(貼 り付け台紙を使用のこと)※6	×	△	×
(未済用)委任状※7	△	△	△
(権限委譲用)委任状※8	△	△	△

<注意>

※1 申請書の裏面「誓約・委任欄」に必ず署名をしてください。

※2 在学証明書の発行日

- ・通常給付は、7月1日以降
- ・一部前倒し給付は、4月1日以降

第1号様式 裏面の学校使用欄を使用した場合は不要。

※3 通帳のコピーまたはカードのコピー、ネットバンクの画面コピーを必ず貼付。

※4 (非)課税証明書等は、親権者(両親)全員の提出が必要。前倒し給付は令和4年度、通常給付は令和5年度の(非)課税証明書等が必要。

※5 福祉事務所が発行し、「生業扶助」を受給していることが証明されている書類(様式によらず、任意様式でも「生業扶助」を受けていることが分かれば可)

※6 健康保険証のコピーは、扶養している子どものみを、記号(枝番)、番号、保険者番号を黒く塗り潰して提出。

※7 学校に授業料以外の未納金等がある場合に必要。

※8 振込先口座名義人が保護者または生徒本人ではない場合に必要。

<書類送付先> 下記を切り取りご利用ください。

〒 231-8588 横浜市中区日本大通1
神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部
私学振興課 奨学給付金担当 ※奨学給付金関係書類 在中